

保護者の皆さまへ

新箕中学校 保健室

National Agency for the Advancement of Sports Health

独立行政法人日本スポーツ振興センターについて



学校管理下（授業中・休み時間・部活動・宿泊行事・登下校中など）において、発生した事故による負傷と、給食による中毒、その他の疾患（熱中症など）の医療費とこれらの負傷・疾病のために障害が残った時の災害見舞金、及び死亡見舞金を支給するものです。



★ 給付の対象

療養に要する費用の額が、5000円以上のもの。保険証（3割負担の場合）を使って1500円以上かかったものが対象で、それ未満は給付の対象にはなりません。但し、大阪市は、こども医療費援助制度（こどもすこやか医療証）に伴って、窓口での負担額が1ヶ月1000円までとなっていますので、支払い金額に関係なく、窓口で点数計算が500点（5000円）を超えたものは、対象になります。

※ 部活中に突き指や骨折の疑いでレントゲン撮影をした場合は、ほとんどが対象になります。

★ 手続きは

給付の手続きは学校で行います。学校管理下のけが等で病院で治療を受けた場合は、必ず学校の担任か部活顧問に連絡してください。診察を受けた月末に、一ヶ月分の治療費を病院へ請求してもらう用紙（医療等の状況）と家庭で記入してもらう（医療証等併用届）の用紙の2枚を、お渡ししますので、記入して学校の方へ両方とも提出してください。

※ 「医療等の状況」→ 病院で記入 「調剤報酬明細書」→ 薬局で記入

※ 「医療証等併用届」→ 保護者が記入

★ 給付の時期と金額

学校の手続き上、給付されるまで4ヶ月～6ヶ月かかります。その間保護者の方で医療費を出していただくことになります。給付金はかかった費用と1/10の見舞金が給付されます。

※ 給付金額が1万円未満は現金で給付金をお渡しします。（振り込みは手数料がかかる）

★ 給付金の時効と給付期間

※ 給付の支払い請求の時効は、2年間です。

※ 医療費の支給期間は、初診から10年です。

